



島根県報

平成25年3月29日（金）

号外第42号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	〔高校教育課〕 〔特別支援教育課〕	2

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

島根県教育委員会規則第2号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第28条の2の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。

第28条の2の2第2項中「前項」の次に「本文」を加える。

別表第9の4中 「益田市立高津小学校」を「益田市立吉田小学校」に改める。
同 吉田小学校

別表第9の5中「益田市立益田小学校」を「益田市立益田小学校」に、「同 平田中学校」を「同 平田中学
同 高津小学校」に、「同 向陽中学

校」に改める。
校」

別表第10中「大田市立富山小学校」、「同 井野小学校」、「同 井野小学校室谷分校」及び「同 木田
小学校」を削る。

別表第10の2中 「出雲市立鱒淵小学校猪目分校」を「出雲市立鶴鷺小学校」に、「雲南市立中野小学校」を「雲南市立
同 鶴鷺小学校」に、「同 田井小学校」

田井小学校」に改め、「益田市立二川小学校」を削る。

別表第10の3中「同 池田中学校」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（管理職手当に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則別表第9の4又は別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第9の4又は別表第9の5に掲げられなくなる学校に引き続き在職するものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該学校に在職する間、改正後の規則別表第9の4又は別表第9の5にかかわらず、なお従前の例による。

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

島根県教育委員会委員長 山 本 弘 正

島根県教育委員会規則第3号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

学校名 (分校名)	全日制の課程				定時制の課程				
	学科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立 安来高等学校	普通科	160	160	200					
島根県立 情報科学高等学校	情報システム科	120	40	40					
	情報処理科		40	40					
	マルチメディア科		40	40					
島根県立 松江北高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立 松江南高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立 松江東高等学校	普通科	240	240	240					
島根県立 松江工業高等学校	機械科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子機械科	40	40	40	電気科	40	40	40	40
	電気科	40	40	40	建築科	40	40	40	40
	電子科	40	40	40					
	情報技術科	40	40	40					
	建築都市工学科	40	40	40					
島根県立 松江商業高等学校	商業科	200	160	160					
	情報処理科		40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
島根県立 松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	240							
島根県立 宍道高等学校				普通科	640				
島根県立 大東高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立 横田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立 三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科	600							
	普通科	40	40	40					
島根県立 飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立 平田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立 出雲高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					

島根県立 出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立 出雲商業高等学校	商業科	120	120	120					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立 出雲農林高等学校	植物科学科	40	40	40					
	食品科学科	40	40	40					
	動物科学科	40	40	40					
	環境科学科	40	40	40					
島根県立 大社高等学校 (佐田分校)	普通科	240	240	280					
	体育科	40	40	40					
	普通科		40	40					
島根県立 大田高等学校	普通科	120	120	120					
	理数科	40	40	40					
島根県立 邇摩高等学校	総合学科	360							
島根県立 島根中央高等学校	普通科	120	120	120					
島根県立 矢上高等学校	普通科	80	80	80					
	産業技術科	40	40	40					
島根県立 江津高等学校	普通科	120	80	80					
	英語科		40	40					
島根県立 江津工業高等学校	機械科	40	40	40					
	総合電気科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立 浜田高等学校	普通科	200	200	200	普通科	160	40	40	
	理数科	40	40	40					
島根県立 浜田商業高等学校	商業科	80	80	80					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立 浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40					
	食品流通科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						
島根県立 益田高等学校	普通科	160	160	120					
	理数科	40	40	40					
島根県立 益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	生物環境工学科	40	40	40					
	総合学科	120							

島根県立 吉賀高等学校	普通科	40	40	40					
島根県立 津和野高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立 隠岐高等学校	普通科	80	80	80					
	商業科	40	40	40					
島根県立 隠岐島前高等学校	普通科	80	80	40					
島根県立 隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	(専攻科) 漁業科 機関科	10	10						

備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員（第3学年及び第4学年に係るものを除く。）のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては80名とし、夜間部の定員にあつては80名とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

学校名	学科	定員
島根県立宍道高等学校	普通科	1,300
島根県立浜田高等学校	普通科	200

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部						専 攻 科						
		幼稚園部 定 員	小学部及び中学部	高 等 部			学 科	学 級 区 分	定 員					
				学 科	学 級 区 分	定 員			第1 学年	第2 学年	第3 学年			
						第1 学年						第2 学年	第3 学年	
島根県立盲学校	視覚障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
					保健療科	単一障害学級	8	8	8	保健療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	3
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザイン科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	48	56	40					
						重複障害学級	15	30	15					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	32	40	48					
						重複障害学級	27	30	18					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3						
	病弱教育		小学部	中学部										
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	16	16					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16					
						重複障害学級	12	9	9					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	24	16	24					
						重複障害学級	3	3	3					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3						
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	9	3	12					
						訪問学級	3							
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					

						重複障害学級	3	3	3			
島根県立松江 緑が丘養護学 校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	16	8			
						重複障害学級	12	12	3			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年3月31日において、この規則による改正前の県立学校の組織編制に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1の規定による島根県立松江南高等学校宍道分校定時制課程家政科、島根県立松江工業高等学校定時制課程普通科又は島根県立出雲高等学校定時制課程普通科に在学する者は、島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）第30条並びに第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成25年4月1日において、島根県立宍道高等学校定時制課程普通科に転入学したものとみなす。
- 3 平成25年3月31日において、改正前の規則別表第2の規定による島根県立松江北高等学校通信制課程普通科に在学する者は、島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）第28条及び第29条の規定にかかわらず、平成25年4月1日において、島根県立宍道高等学校通信制課程普通科に転入学したものとみなす。